

第17回定期大会 会長挨拶

2017年7月13日

リーガロイヤルホテル東京
サービス・ツーリズム産業労働組合連合会
会長 後藤 常康

第17回定期大会の開催にあたり、まず3点触れておきたいと思います。

1点目は、先週の九州豪雨により甚大な被害が出ております。未だに行方不明者の捜索や復旧に向けて懸命な作業が続けられています。被害を受けた皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々にご冥福を申し上げます。

また、東日本大震災の発生から6年4か月が経過しようとしていますが、未だに約10万人もの方が避難生活を余儀なくされ、仮設住宅等への入居者数は71,203名となっています。昨年4月におこりました平成28年熊本地震により死者・関連死者228名、住宅等の被害は、210,097件を数えています。住まいと暮らしの立て直しに課題を抱えての生活を強いられている方々の一日も早く日常生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

重ねて、被災地の一日も早い復興を願うとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。今後も、震災の記憶を風化させることなく、私たち一人ひとりに何ができるのかを考え、この先も被災地とともに歩んでいくことが重要です。これまでも共生と連帯の取り組みを通じて社会貢献に努めてまいりました。

その一つであります、「連合愛のキャンパ」について一昨年から加盟組合へ協力を呼びかけ幅広く取り組みを展開してまいりました。ご協力頂いた加盟組合のみなさんに重ねて御礼申し上げます。「連合愛のキャンパ」は、人道主義の立場から「自由、平等、公正で平和な世界の実現」に向け、社会貢献活動として取り組むもので、NGO・NPO団体などの事業・プログラムへの支援、および自然災害などによる被災者に対する救援・支援を目的としています。加盟組合におかれましては趣旨をご理解のうえ引き続きご協力をお願いいたします。

2点目は、UNWTO賛助会員についてです。

サービス連合は、これまで政策提言機能強化とその政策実現にむけて取り組みを進めてきています。今後、政策を考えるうえでグローバル社会のさらなる進展、IoT、AIといったイノベーションの活用により働き方の変革をすすめることを想定する必要があります。急速な変化が予想される産業情勢を的確に捉えるためにも日本国内のみならず、これまで以上に世界の産業全体の流れを大局的に捉えることが必要と判断しました。そこでUNWTOの賛助会員への申請を行いました。本年5月に開催されたUNWTO執行理事会において賛助会員となるための仮承認を得ることができました。正式には本年9月に中国の成都で行われます世界総会で正式に承認される予定です。

UNWTOは、1970年秋に採択されたUNWTO憲章に基づき設立された、観光分野における世界最大の国際機関です。この憲章は、国際間の理解、平和及び繁栄に寄与するため、並びに性、言

語又は宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を普遍的に尊重し遵守することに寄与するため、観光を振興し発展させることを根本目的としています。この目的を達成するためUNWTOは、1975年1月2日に発足し、本部をマドリッドに置き、2013年8月現在、加盟国158カ国、加盟地域6地域、450以上の賛助会員により活発に活動を行っています。更に、2003年12月には国際連合の専門機関となり、貧困軽減等の国連の目標を達成するため、さまざまな事業を推進しています。本年は、国連が「開発のための持続可能な観光国際年 (International Year of Sustainable Tourism for Development)」と定め現在、UNWTOがこの取組を主導しています。

私たちは、これを契機に、サービス・ツーリズム産業の持続可能な発展や観光立国の実現に向けてさらに政策提言機能強化に努め倫理的、社会的責任のある観光への貢献に寄与してまいります。

3点目に、「シェアリングエコノミーという名の規制緩和政策に反対し、真に持続可能な交通運輸産業の確立」を求める署名について協力要請です。

6月9日、第193回通常国会において「住宅宿泊事業法」が成立しました。法的規制の内容については不十分などころはあるものの、違法な民泊サービスに対して規制を行うことを目的とするものであり、その点については評価ができます。

これまでサービス連合は、連合・交運労協と連携した取り組みを行うとともに、国会審議にあたって政党・国会議員に対し、地域住民への事前説明、治安問題、公衆衛生の確保、感染症対策、防火対策等の必要性、宿泊者の本人確認の厳正な運用などの必要性の理解を求め意見反映に努めてきました。その結果、衆参両院の付帯決議にすべてではないもののサービス連合の考えを盛り込むことができました。

しかし、地域住民とのトラブル対応、違法民泊を取り締まる厳格な監督体制の確立、防火・防災に対する対応、海外の仲介業者への対応、地域の実情に合わせた営業可能日数の設定など課題も多く残されたと捉えています。

本法の成立により、これまで国家戦略特区以外では認められなかった「民泊サービス」が、2018年3月から届出・登録など一定の要件を満たせば、年間180日の営業が可能となります。

サービス連合は、また地域住民・利用者の安心・安全がより確保されることを前提に、残された課題解決にむけて政党・連合・交運労協と連携して今後も取り組みを行ってまいります。

この署名活動もその一環と捉えていただき加盟組合のみなさんの特段の取り組みをお願いいたします。

さて、本日は、2017 春季生活闘争のまとめ、この2年間の運動のまとめ、あるいは2017~2020年度中期目標 (案)、この先2年間の運動方針 (案) などについてご審議頂く予定です。私からは、大きく3点について所見を述べ冒頭のご挨拶とさせていただきます。

まず、1点目は春季生活闘争についてです。

2017 春季生活闘争は、2014 春季生活闘争から踏み出した歩みを引き続き進め、中期的な賃金目標である「35歳年収 550万円」の実現にむけ取り組むこととしました。取り組みにあたっては、年収改善とりわけ生活の基礎である月例賃金の引き上げにこだわる闘争を進めるとともに、契約社員・パートタイマー等の待遇改善に積極的に取り組んでいくこととしました。

そこで、2017 春季生活闘争をサービス・ツーリズム産業で働くすべての労働者一人ひとりが働きがいと生きがいを持ち、安心して働き続けることができる環境整備にむけた待遇改善に取り組む闘争と位置付け、産業を支える人財を確保し魅力ある産業を実現させるために、着実な取り組みを進めていくこととしました。

交渉において、賃金制度維持分や賃金カーブ維持分の確保については最低限必要なものであると労使共有をはかれた組合も多く、実質的な賃金改善が重要な争点となりました。その結果、賃金改善については 84 組合が回答を引き出しました。また、実質的な賃金改善については 55 組合が回答を引き出し、昨年よりも 6 組合増加しました。そのうち、昨年に引き続き回答を引き出した加盟組合は 34 組合、3 年連続で回答を引き出した加盟組合は 26 組合、4 年連続で回答を引き出した加盟組合は 20 組合となるなど、4 年間粘り強く要求を掲げ交渉を続けてきた成果が出ました。加えて、この 4 年間のうち、1 度でも実質的な賃金改善の回答を引き出せた加盟組合は 87 組合に上りました。賃金改善額については、6 月 19 日現在の集計ができた 32 組合の平均は 6,424 円 (2.25%) となりました。昨年同日の 6,383 円 (2.25%) と比較すると水準を引き上げることができました。また、業種ごとの内訳は、ホテル・レジャー業 9 組合の賃金改善額は 4,788 円 (1.94%) となり、昨年同日の平均 5,701 円 (2.37%) と比較すると下回っています。観光・航空貨物業 23 組合の賃金改善額は平均 7,460 円 (2.41%) となり、昨年同日の平均 6,698 円 (2.21%) と比較すると上回っています。

実質的な賃金改善分について集計ができた 16 組合の平均は 3,192 円 (1.08%) となり、昨年同日の平均 2,080 円 (0.70%) と比較すると水準を引き上げることができました。

日本は、人口減少社会を迎えました。今後さらに労働力不足が想定されます。産業を持続的に成長させるためには、「人財」の活躍とそれを可能にする環境整備が必要です。また、加速度的に進む技術革新に対応して生産性を向上させ、それに見合った処遇が確保できるようにすること、働きがいのある人間らしい仕事の実現を可能にする「人財」への投資を求めることが重要です。

2 点目は組織拡大についてです。

2015～2016 年度において「組織人員 50,000 人」達成にむけ、サービス連合全体で 7,000 名の組織拡大を目標に、「10 万人組織へのプロセス」を基に未組織・未加盟・企業内・関連企業の 4 つの分野で組織拡大に取り組みました。

この 2 年間の実績は、2,076 名となり、この間「集中取り組み月間」など積極的に組織拡大に取り組んでこられた加盟組合の方々のご努力に改めて敬意を表します。

2017 年度からの 4 年間は、「組織人員 50,000 人」の達成に再チャレンジします。まずは、2017～2018 年度において「組織人員 46,000 人」の達成にむけ、3,000 名の組織拡大に取り組みます。

特に企業内の組織拡大については、2016 年度「組織実態調査」の結果、加盟組合の未組織労働者における契約社員、未組織パートタイマー等はサービス連合全体で 20,000 人名を超えています。

労働組合が職場を代表し交渉力を発揮するためには、組合員の数を増やし組織力を高める必要があります。また、36 協定などの労使協定の締結当事者となるには過半数組合であることが必要で

す。36協定は、長時間労働の是正など適正な労働時間を求めるうえでも大切な協定です。労働環境の向上の観点からも加盟組合のみなさんの一層の取り組みを要請いたします。

次の4年間の目標「組織人員50,000人」達成にむけて今まで以上に全体で取り組む必要があります。決して数字を追いかけることが目的ではありません。産業政策実現、労働環境の向上には産業界、労働界、行政などに対して影響力を増す必要があります。それには今以上に多くの「仲間」が必要になります。これまでの組織化のノウハウを活かして目標達成にむけて加盟組合、地連、本部がそれぞれ力を発揮し相乗効果をはかって取り組んでいきます。

3点目は、政策実現についてです。

第16回定期大会での確認に基づき重点政策を掲げこの1年間取り組みを進めてきました。重点政策は、「2015-2016年度観光立国実現に向けた提言」で掲げた政策課題の実現にむけ、2017年6月迄に「早期に実現を目指すべきもの」と、「早期の実現は困難でも重要度合いが非常に高く、重点的に取り組みを進める必要がある「インバウンドの拡大」「休日休暇改革の実現」「観光産業と社会の発展」「産業内の人財育成」を掲げ行政官庁や政党に対し意見反映につとめました。特に、民泊サービスに関わる「住宅宿泊事業法案」に対しては、サービス連合で取りまとめた課題について関係省庁や業界団体、連合へ意見交換など積極的な行動の結果、政党内における部門会議で国会議員に対しサービス連合の考え方を述べる機会を得るなど、私たちが掲げる政策の実現にむけた意見反映を行うことができました。

今期も「観光立国実現に向けた提言」を基に、サービス連合の2017年度重点政策として「インバウンドの拡大」「休日休暇改革の実現」「観光産業と社会」「産業内の人財育成」を掲げ、その実現のために政党、連合、業界団体、行政に対して考え方を伝えることとします。

また、これまで取りまとめてきた国際航空貨物業をはじめとした総物流における政策提言については、「国際航空貨物業の政策提言」を基に、関係省庁などに対し意見反映を行うこととします。また、共闘組織をつうじた政策制度要求についても引き続き行います。

なお、政治との関わりについては民進党を中心に政策実現に向けて関係強化に努めます。また、業界団体との関わりについてはJATAやANTA、日本ホテル協会や日本旅館協会、全日本シティホテル連盟に対する日常的な情報交換や、業種に特化した政策課題や労働条件課題などを中心に意見交換を重ね、課題解決にむけ連携強化につとめます。また、国際航空貨物業にかかわる物流全般の政策提言の実現にむけて、JAF Aとの関係強化につとめるとともに、関連する業界団体との関係構築を目指します。

最後に私たちは、これまで第11回定期大会において確認した、「運動の基本目標」の「10万人組織へのプロセス」の実現にむけて、第13回定期大会において中期的な視野を持ち段階的な目標を定め、これまでの間に築いてきた活動の基盤や取り組み方針を活用し、4年間で到達すべき姿として「3つの運動の柱」を定め、具体的な成果を挙げるため運動を展開してきました。この間の取り組みによって一定程度の成果をあげていますが、さらに「運動の基本目標」「10万人組織へのプロセス」を実現するため、新たに4つの『運動の柱』を設定し取り組んでいきます。運動の柱毎に、課題を

掲げその課題解決にむけた体制の変更を行うこととともに強化を図りました。

サービス連合は、2001年7月に平和産業に働く立場から広く世界に視野を拡げ世界の恒久平和の実現と、サービス・ツーリズム産業の健全な発展によりそこに働く者の社会的地位の向上を目指し、サービス・ツーリズム産業で働くものが結集し結成しました。その結成から、4年後の2021年には、サービス連合は結成20周年を迎えます。

サービス・ツーリズム産業の持続可能な発展と働くものの労働環境の向上にむけ加盟組合、地連、本部それぞれがその役割と力を発揮して運動を展開しましょう。

皆さんの本定期大会での活発な議論を要請し挨拶といたします。

以 上